

## 6. 2 技術移転促進指導事業実施要領

(目的)

第1条 技術移転促進指導事業（以下「技術移転指導」という。）は、工業試験場が県内企業へ技術移転した、若しくは技術移転しようとする成果について、工業試験場職員又は工業試験場職員と外部専門家（以下「指導員等」という。）により指導及び支援し、企業の新製品開発力の向上を図る。

(技術移転指導の範囲)

第2条 技術移転指導の範囲は、企業が工業試験場の保有する技術や設備等を利用した製品開発、又は、工業試験場が研究開発した成果の製品化を迅速に推進するための、品質管理や製品の品質向上及び製造コスト削減等に関する指導及び支援とする。

(技術移転指導の対象企業)

第3条 指導の対象者は、次の各号に該当する企業とする。

- (1) 工業試験場の成果を技術移転した、若しくは技術移転しようとする県内企業であること。
- (2) 研究成果の製品化のための技術開発に必要な試験研究設備及び研究スタッフ等が整っており、かつ技術開発計画・製造の遂行が確実と認められる企業であること。
- (3) 原則として、成果の公表が可能な企業であること。

(技術移転指導期間)

第4条 技術移転指導の期間は、原則として当該年度内とする。ただし、特に必要があると認められた場合は、最長3年間まで延長することができるものとする。

(技術移転指導の依頼手続)

第5条 技術移転指導を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式1の指導依頼書を工業試験場長（以下「場長」という。）に提出するものとする。

(技術移転指導の決定等)

第6条 場長は、前条の提出があったときは、担当部に対して、現地調査及び指導計画の立案（内容、方法、分担、期間、指導員等の編成、外部専門家の有無等）を指示するものとする。

- 2 場長は、担当部が立案した指導計画に基づき、技術移転指導の実施についての決定を行うものとする。
- 3 場長は、技術移転指導の実施を決定したときは、速やかに依頼者に対し、別記様式2により指導依頼の承諾を通知するものとし、外部専門家を技術移転指導に参画させようとするときは、あらかじめ、外部専門家に対して別記様式3の技術移転指導依頼を送付し、参画依頼を行うものとする。
- 4 技術移転指導を実施する場合は、工業試験場と依頼者との間において別記様式4の技術移転指導に関する協定書を取り交わすものとする。

(技術移転指導の方法及び場所)

第7条 技術移転指導の方法は、原則として出張して行うものとする。

- 2 技術移転指導の実施場所は、依頼者の生産施設又は研究開発施設若しくは工業試験場とする。
- 3 依頼者は、技術移転指導の期間内であれば、必要に応じて指導員等に県内外への技術調査等を場長に別記様式5の技術調査依頼書を提出することにより依頼することができる。
- 4 場長は、指導員等に対して必要に応じて書面等による指導経過報告を求めると共に、依頼者の現場確認をすることができるものとする。

(技術移転指導の結果報告)

第8条 技術移転指導の指導員等は、技術移転指導期間終了後速やかに別記様式6の技術

移転指導成果報告書及び様式7の技術移転指導日報告書を場長に提出しなければならない。

(技術移転指導企業の報告)

第9条 依頼者は、技術移転指導が終了した日から20日以内に、別記様式8の技術移転指導結果報告書を場長に提出しなければならない。

2 依頼者は、原則として成果品等を展示会又は工業試験場が行う成果発表会等で公表するものとする。ただし、公表できないことについて正当な理由がある場合は、この限りではない。

(技術移転指導の中止及び内容の変更)

第10条 依頼者は、技術開発等を中止し、又はその内容等を変更しようとするときは、別記様式9の指導変更依頼書を場長に提出し、別記様式10の指導変更依頼の承諾を受けるものとする。ただし、指導期間の変更については、当該年度を越えることはできないものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第11条 技術移転指導によって生じた発明等の知的財産権については、原則として技術移転企業と指導員等とに帰属するものとする。ただし、知的財産の持分や経費等については、別途協議して定めるものとする。

(指導員等の遵守事項)

第12条 指導員等は、業務上知り得た企業秘密等については、他に漏らしてはならない。

(指導料)

第13条 依頼者は、工業試験場が技術移転指導を行うために要した経費（派遣旅費及び謝金）の合計金額の1/3に相当する金額を指導料として石川県に納めるものとし、指導料が100円未満のときは、指導料を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、第7条第3項による指導員等の県内外出張に係る経費は、依頼者が負担するものとする。

2 依頼者は、前項の指導料を石川県が定める期日までに石川県が発行する納入通知書により納めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年3月1日施行の技術移転フォローアップ推進指導事業実施要領は廃止する。